

せいすい 生水だより

令和6年6月号
No.82

問 上下水道部工務課・総務課 (☎79-2800)

< 県域水道一体化 >

水道料金の基本的な考え方と統合後の料金体系が決定しました

第3回奈良県広域水道企業団設立準備協議会が3月6日に開かれ、水道料金の基本的な考え方と統合後の料金体系について合意しました。

■ 水道料金の基本的な考え方

令和7年4月に本市を含む奈良県内26団体の水道事業を統合し、奈良県広域水道企業団(以下、企業団)になります。現在、水道料金は市町村によって異なりますが、統合時に統一されます。

水需要の減少や水道施設の老朽化などに対応しつつ、健全な事業運営を持続するためには、適正な水道料金収入の確保が重要です。そのため、5年ごとに現行の料金水準で今後5年間の事業運営が健全に行えるかを検討。また、その期間中も災害や急激な物価上昇など想定外の事態により、財政の健全性に支障が生じていないか、毎年度確認をします。

■ 統合後の料金体系

市町村の現状や実際の使用者ごとの水道料金などを考慮しつつ、企業団全体の必要収入額を確保できるように設定しました(今回の料金算定期間は令和7~11年度の5年間です)。

統合後の料金体系を適用時に、各市町村が単独経営した場合に比べて料金が上がる市民の皆さんについては、経過措置として住んでいる市町村の統合前の料金体系を適用します(経過措置期間は料金算定期間と同じ5年間)。

令和6年11月(予定)の企業団発足後に今回合意された内容を盛り込んだ水道料金関係の条例案が企業団議会へ提案され、可決されれば料金体系が決定されます。

水道使用者モデルケースの1か月あたり水道料金(一般家庭を想定・税込)

	口径	本市の料金	企業団の料金	経過措置期間の料金
使用水量10m ³	13mm	1,304円	1,364円	1,304円
	20mm	1,744円	1,892円	1,744円
使用水量20m ³	13mm	3,207円	2,981円	2,981円
	20mm	3,647円	3,509円	3,509円

Topic

能登半島地震の被災地に職員を派遣しました

令和6年能登半島地震で被災した石川県能登町へ、本市水道事業から職員を派遣しました。

- 1月31日~2月4日 応急給水活動2人
- 2月18~26日 応急復旧活動3人
(生駒市上水道協同組合から6人)
- 3月19~23日 応急給水活動2人



▲断水地域にある仮設給水タンクに給水

◀7日間で13か所の水道管を修繕し断水解消に貢献